

健康保険委員だより

令和6年

8月号

健康保険証は令和6年12月2日に廃止 マイナ保険証での受診がはじまっています

現在、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）での医療機関等の受診が始まっています。健康保険証の新規発行廃止に伴う令和6年12月2日以降の医療機関等の受診方法は、以下のとおりとなります。

<令和6年12月2日以降> 医療機関等の受診方法

| 医療機関等の受診方法 | 令和6年 | 令和7年 | |
|--|--|----------------|-----------------------------------|
|  健康保険証 | R6.12.2 廃止 | R7.12.1 経過措置終了 | 発行済の健康保険証の取扱いについては 01 へ |
|  マイナ保険証 | 廃止後1年間は使用可能（経過措置） | | マイナ保険証のメリット等については 02 へ |
|  マイナ保険証 資格情報のお知らせ | オンライン資格確認システム(*)を導入していない医療機関や健診機関などで、マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せて提示いただきます。 ※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム | | 資格情報のお知らせについては 03 へ |
| <p><マイナ保険証がない場合></p>  資格確認書（※イメージ） | 原則として、申請により発行します。 | | 資格確認書については 04 へ |

01 発行済の健康保険証の取扱いについて



令和6年12月2日以降は、健康保険証の新規発行・再交付は行いません。

すでに発行している健康保険証は、経過措置として、令和7年12月1日まではそのまま使用できます。

退職等により健康保険証を返却する場合の取扱い

- ▶ 令和6年12月2日から令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、勤務先へ返却し、資格喪失届に添付して返却してください。
- ▶ 令和7年12月2日以降は、ご自身で破棄をお願いします。（協会けんぽへ返却いただく必要はありません。）

02

マイナ保険証を使ってみましょう



マイナ保険証で受診するメリット

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことをいいます。



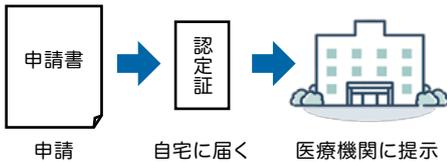
初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)



手続きなしで高額な医療費の窓口負担が不要に！

入院等で医療費が高額になると見込まれる場合、申請により限度額適用認定証を取得し、医療機関窓口にて提示することで自己負担限度額を超える支払いが免除されますが、この限度額適用認定証の申請が不要となります。

これまで



「マイナ保険証」を利用すると



その他メリットについては、こちら



▲厚生労働省ホームページ

マイナ保険証で受診するための準備

マイナ保険証で医療機関等を受診するためには、事前にご自身で「健康保険証利用」の登録を行う必要があります。

登録方法

- ① マイナポータル
- ② セブン銀行ATM

- ③ 医療機関窓口のカードリーダー
- ④ 市区町村の窓口

①・②の登録方法の詳細についてはこちら▶



③・④は各窓口で登録方法をご確認ください。

●マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう。

マイナンバーカード総合サイト▶



マイナ保険証に関するQ&A

Q 転職等で新たに健康保険に加入したとき、健康保険証利用の再登録が必要なの？

A 一度マイナンバーカードを健康保険証として利用登録を行うと、転職等にもなう再登録は必要ありません。

※ただし、勤務先による資格取得届等の提出は必要です。

Q 健康保険証の記号・番号が知りたいときはどうすればいいの？

A マイナポータル及び資格情報のお知らせで確認できます。

マイナポータルでの確認方法はこちら▶





転職等で勤務先が変わったらいつから使えるの？

その他マイナ保険証に関するよくある質問はこちら



日本年金機構に対して、以前の勤務先から資格喪失届等を提出することと、新しい勤務先から資格取得届等を提出することの両方の手続きが完了したら使用できます。
※マイナポータルで新しい勤務先の資格情報が確認できたら手続き完了です。

厚生労働省ホームページ▲

重要

<事業主・ご担当者のみなさまへ>

「以前の勤務先の資格喪失」及び「新しい勤務先の資格取得」の手続きが完了するまで、マイナ保険証は使用できません。この切り替えを円滑に行うため、以下のお手続きを速やかにお願います。

従業員が入社した場合・家族を扶養に追加する場合

従業員が退職した場合・家族を扶養から削除する場合

「資格取得届」「被扶養者異動届」に**マイナンバー**を記載のうえ、**5日以内**に日本年金機構へ提出

「資格喪失届」「被扶養者異動届」を**5日以内**に日本年金機構へ提出



03

オンライン資格確認システム(※)を導入していない医療機関や健診機関などでは

マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」で受診できます

(※) オンライン資格確認システムとは、健康保険の資格情報等が確認できるシステム

使えるのは令和6年12月2日から

「資格情報のお知らせ」って、どういうもの？

大切に保管をお願いします。

資格情報のお知らせイメージ

お問い合わせ番号 00-00000000-00000000-00

〒123-4567 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。なお、このお知らせのみでは受診できません。

| | | | |
|---------|----------------|----|-----------------|
| 記号 | 12345678 | 番号 | 1234567 (扶養) 00 |
| 氏名 | 協会 太郎 | | |
| 性別 | 男性 | | |
| 生年月日 | 平成元年 10月 1日 | | |
| 負担割合 | 3割(令和6年〇月〇日時点) | | |
| 資格取得年月日 | 令和2年1月1日 | | |
| 保険者名 | 全国健康保険協会 〇〇支部 | | |

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス
ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。資格情報の併付で提示することで受診いただけます。

マイナンバーの下4桁のご確認をお願いします

なお、現在、医療機関のデータベースに4桁のみ表示し、方が、表示されている下4桁のみで、ご自身のマイナンバーと一致している場合は、保険者までご連絡ください。

***** 6825

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 扶養 00

氏名 協会 太郎

生年月日 平成元年 10月 1日

資格取得年月日 令和2年 1月 1日

保険者番号 12345678

保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

▶ 令和6年12月から以下の場合に使用できます。

医療機関等の受診時に!

オンライン資格確認システム(※)を導入していない医療機関などでは、**マイナ保険証と資格情報のお知らせ**を併せて提示することで受診できます。

給付金等の申請に!

健康保険の各種給付金等の申請に必要な**健康保険の記号・番号**を知ることができます。

▶ データベースに登録されている**マイナンバーの下4桁**を表示しています。**誤りがないか、ご自身でご確認をお願いします。**

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

マイナンバーの記載がない場合や誤りがある場合 | 専用ダイヤル | 令和6年9月開設 |

- ・協会けんぽ**マイナンバー専用ダイヤル(0570-015-369)**までお問合せください。
- ・専用ダイヤルは22か国語に対応しています。
- ・マイナンバーに関する一般的なお問い合わせは国の**マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)**をお願いします。

<事業主・ご担当者のみなさまへ>

「資格情報のお知らせ」を事業所へ送付します。従業員様へ配付をお願いします。

送付時期 **令和6年9月**

対象者 **抽出日(令和6年6月中旬)時点の被保険者様及び被扶養者様**

配付方法 **被保険者様分と被扶養者様分を併せて被保険者様へ配付**

※抽出日以降に加入した被保険者様及び被扶養者様の資格情報のお知らせは、令和7年1月ごろに改めて送付予定。

※令和6年12月2日以降、入社等で新たに加入された方には、資格取得手続き完了後に送付します。

※資格情報のお知らせは、退職等の際に勤務先への返納は必要ありません。

04

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は

「資格確認書」で受診できます



「資格確認書」って、どういうもの？

資格確認書とは、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方に交付するもので、原則として申請により交付します。(申請書様式は協会けんぽHPに掲載予定)

医療機関等を受診する際に「資格確認書」を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

- 有効期限 4～5年
- 有効期限内に退職した場合は勤務先へ返却(有効期限が切れたものは自己破棄が可能)

<申請方法(予定)>

令和6年12月以降に資格取得または扶養を追加する場合

- 日本年金機構へ提出する資格取得届・被扶養者異動届の提出時に資格確認書の申請を行うことで、事業所を経由して交付します。
※資格確認書の申請を行わなかった方でマイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方には申請によらず資格確認書を発行しますが、1～2か月程度かかる見込みです。
- 紛失等により再発行する場合は、事業所から協会けんぽに申請書を提出することにより交付します。

令和6年11月以前に資格取得または扶養認定されている場合

- マイナ保険証を持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方には申請によらず交付する予定です。(発送時期未定)
- 紛失等により再発行する場合は、事業所から協会けんぽに申請書を提出することにより交付します。

マイナンバーに関する問い合わせ先

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

- マイナンバーカード、マイナポータルに関すること
- その他、マイナンバー制度に関すること

0120-95-0178

開設時間：平日9時30分～20時00分
 土日祝9時30分～17時30分
 (年未年始(12月29日～1月3日)を除く)

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

- マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書やオンライン資格確認等に関すること

0570-015-369

<令和6年9月2日から開設>

開設時間：8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
 ※協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは22か国語でのお問い合わせに対応しています。